

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成22年度
第1回変更	平成26年度
第2回変更	平成30年度
第3回変更	令和元年度
第4回変更	令和2年度
第5回変更	令和4年度
計画主体	千早赤阪村

# 千早赤阪村鳥獣被害防止計画

(令和4年度改正)

## <連絡先>

担当部署名	観光産業振興課
所在地	南河内郡千早赤阪村大字水分180番地
電話番号	0721-72-0081
FAX番号	0721-72-1880
メールアドレス	kanko-sangyo@vill.chihayaakasaka.lg.jp



1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、アライグマ、ニホンジカ
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	千早赤阪村

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	・ 52 a 168,000 円 (農業共済からのデータ)
アライグマ	みかん	・ 被害数値は軽微
	スイカ	・ スイカ等の収穫の時期に農家より被害の報告が多くなる。
	いちご	
ニホンジカ	ぶどう	
	苗木	・ 苗木への被害報告はなし

(2) 被害の傾向

イノシシ	： 村内全域において、みかん園・水稲の営農地及び家庭菜園における小規模な被害が中心である。
アライグマ	： 村内全域において、農作物の被害が増加傾向にある。
ニホンジカ	： 村南部(小吹地区周辺)において、目撃情報が発生。現在は数頭であるが今後、増加する恐れあり。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和2年度）	目標値（令和6年度）
被害面積	52 a	18.7 a
被害金額	168,000 円	60,900 円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・ 鳥獣被害対策実施隊による捕獲等の活動。 ・ 農家にアライグマの捕獲器を貸出し。	・ 新たな担い手の育成・確保。 ・ ニホンジカの捕獲経験。
防護柵の設置等に関する取組	・ 電気柵やワイヤーメッシュ等の防護柵購入にかかる費用の一部を補助。	・ 複数の農地を防護柵で囲む広域での取り組み。 ・ 正しい防護柵の設置及び管理方法の啓発。

### (5) 今後の取組方針

- ・鳥獣被害防止を図るため、「防護対策」「生息環境管理（寄せ付けない）」「捕獲対策」の3点から、総合的に被害防止対策を実施する。
- ・農家等一人ひとりが被害対策への意識を高め、休耕地の刈払い、収穫残渣の除去等を含め総合的な対策に取り組むよう、講習等により普及啓発を行う。
- ・千早赤阪村有害鳥獣対策協議会と連携し、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく鳥獣被害対策実施隊（以下「千早赤阪村鳥獣被害対策実施隊」という。）により、総合的な被害防止体制を強化するための対策を行う。
- ・ICT機器を活用した、効率的な捕獲活動に取り組む。

## 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・新たな担い手として地区住民が主体となって有害鳥獣であるイノシシの捕獲を行えるよう、わな猟免、狩猟免許の取得を推進する。
- ・狩猟免許を取得した者を、本村でのイノシシの捕獲の担い手として千早赤阪村鳥獣被害対策実施隊員に任命し、地域ぐるみで鳥獣による被害防止に取り組む。

### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度 ～ 令和6年度	イノシシ	・千早赤阪村有害鳥獣対策協議会と連携し、千早赤阪村鳥獣被害対策実施隊を活用して捕獲に取り組む。
	アライグマ	・農家及び一般住民に対し捕獲器の貸出を行い、捕獲を進める。
	ニホンジカ	・千早赤阪村有害鳥獣対策協議会と連携し、千早赤阪村鳥獣被害対策実施隊を活用して捕獲に取り組む。

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
(イノシシ) ・大阪府鳥獣保護管理事業計画及び大阪府イノシシ第2種鳥獣管理計画に基づき、適正な捕獲を実施する。住民からの要望が多いことから対策強化を図り、捕獲計画頭数を120頭とする。 捕獲実績 H30 110頭 R1 69頭 R2 110頭 R3 20頭
(アライグマ) ・大阪府アライグマ防除実施計画に基づき、捕獲器の貸出を行い、年間を通じて捕獲を行う。住民より農作物の食い荒らしの被害の情報が年々増え、また捕

獲器の貸出要望が増えていることから、捕獲器を増やし捕獲頭数の増加を図る。  
 捕獲実績 H30 17頭 R1 2頭 R2 8頭 R3 9頭

(ニホンジカ)

・大阪府鳥獣保護管理事業計画及び大阪府シカ第2種鳥獣管理計画に基づき、適正な捕獲を実施する。被害の発生は確認されていないが、シカの生息が確認されていることから、被害の発生を未然に防止するため、令和4年度から捕獲に取り組む。

捕獲実績 なし

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	120	120	120
アライグマ	30	30	30
ニホンジカ	5	5	5

捕獲等の取組内容

(イノシシ)

大阪府イノシシ第2種鳥獣管理計画に基づき、通年  
 4月1日から3月31日までの期間、村内全域で箱罠等を使った捕獲を実施する。

(アライグマ)

捕獲器を用いた住民による捕獲の促進。

(ニホンジカ)

大阪府シカ第2種鳥獣管理計画に基づき、通年  
 4月1日から3月31日までの期間、村内全域で箱罠等を使った捕獲を実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
千早赤阪村 平成19年4月 権限移譲済	狩猟鳥獣及びダイサギ、コサギ、アオサギ、トビ、カワラバト、ニホンザル、イタチ(メス)

#### 4. 防護柵の設置等に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	侵入防止柵の設置 L=3,000m	侵入防止柵の設置 L=3,000m	侵入防止柵の設置 L=3,000m

##### (2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	・電気柵周辺の草刈の実施による漏電の防止など管理方法について、村の広報紙などで注意喚起を行う。		

#### 5. 生息環境管理その他の被害防止施策に関する取組

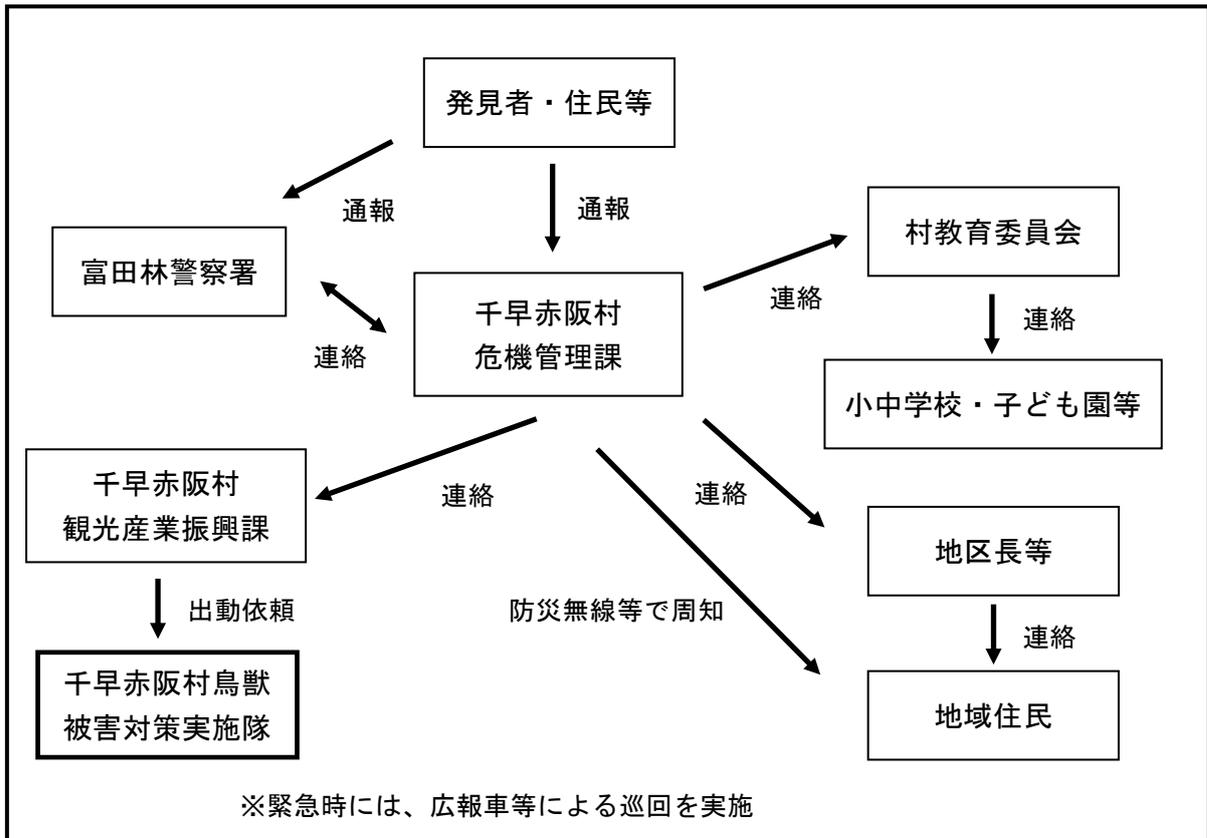
年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度 ～ 令和6年度	イノシシ アライグマ ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・村単独事業の実施（電気柵等購入経費の助成）</li> <li>・耕作放棄地の草刈りの実地</li> <li>・被害防止対策の研修会、講習会の実施</li> <li>・鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保</li> </ul>

#### 6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

##### (1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
大阪府南河内農と緑の総合事務所	被害対象に係る助言・指導に関すること。
富田林警察署	安全確保に関すること。
千早赤阪村	対処全般に関すること。
鳥獣被害対策実施隊	被害防止対策及び捕獲に関すること。

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

(イノシシ) 土地所有者の承諾を得て埋設処理もしくは民間のペット焼却施設での焼却処分
(アライグマ) 安楽死処置後、民間のペット焼却施設で焼却処分
(ニホンジカ) 土地所有者の承諾を得て埋設処理もしくは民間のペット焼却施設での焼却処分

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

なし

(2) 処理加工施設の取組

なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

なし

## 9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 協議会に関する事項

協議会の名称	千早赤阪村有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
千早赤阪村農業委員会	農地情報の提供、被害防止対策の検討
千早赤阪実行組合長会	有害鳥獣の農地被害状況に関すること
大阪府南河内農と緑の総合事務所	有害鳥獣の被害対策に関する助言・指導
大阪南農業協同組合	営農関連の指導・助言に関すること
大阪府農業共済組合	有害鳥獣の農地被害状況の集計に関すること
千早赤阪村区長会	地区の情報提供、被害防止対策の検討
千早赤阪村	有害鳥獣に関する助言・情報提供・協議会の事務局

### (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
富田林警察署	警戒巡視等安全確保に関すること。
富田林消防千早分署	警戒巡視等安全確保に関すること。

### (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>令和元年7月に、狩猟免許を取得している者、取得しようとする者で構成する実施隊（隊員15人令和4年3月1日時点）を設立した。実施隊は、千早赤阪村有害鳥獣対策担当課長からの出動依頼を受け、村内の被害多発地域内巡回や被害防止対策等の指導、対象鳥獣の駆除及び捕獲を行う。</p> <p>また、村は実施隊員に対し、捕獲等の知識、技術向上を図るため各種講習会への参加等の支援を行う。</p> <p>村は実施隊員の確保に向け、村の広報紙、区長会、消防団等に周知するとともに、実施隊の活動を村の広報紙等に掲載し、活動内容を広く周知する。</p>
---

### (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

<p>千早赤阪村有害鳥獣対策協議会を中心に総合的な被害防止対策の実施に向けた方策を検討する。</p>
--

## 10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

<p>地域住民一人ひとりが被害防止対策への意識を高め、餌場や隠れ家となる耕作放棄地の草刈りを始め、総合的な取り組みを地域全体で取り組むよう千早赤阪村有害鳥獣対策協議会を中心に進めていく。</p> <p>また、近隣市町との情報共有を密に行うことで、より効果的・効率的な被害防止対策を促進する。</p>
---